

ボランティアセンターからのお知らせ
募集しています

- 01 場 所 吉野町榎井 さくら苑
人 数 3~4名
募集内容 手芸をケアハウスの方と一緒に楽しんでもらえる方
日 時 指定無し。ケアハウスの方と個別に相談可。
- 02 募集内容 「私こんなことができます!」という方
「〇〇してくれる人いないかな」という方

吉野町社会福祉協議会では、ボランティアのマッチングや発掘の為、今後も皆様にお知らせしていけたらと考えています。興味のある方は、上記まで一度お問い合わせください。

出張サロン「ほっこりちゃん」開設

吉野町社会福祉協議会では、町内の施設等に出向きサロンを開催しています。

ゆっくりお茶を飲みながら、楽しいレクリエーションや健康に良い話など一緒に楽しく過ごしませんか。

開催地区外の方も大歓迎です。皆さんのお越しをお待ちしております。一緒に「ほっこり」しましょう!

☆ 各地区開催日 ☆

- 9月19日(水) 山口研修会館
- 10月16日(火) 志賀公民館
- 11月20日(火) 河原屋公民館
- 12月19日(水) 平尾研修会館

☆ 開催時間 ☆

いずれも10時から11時15分まで

募 集

町営吉野霊園使用募集

- ◆ 募集期間(土・日・祝日を除く)
9月3日(月)~28日(金) 9~16時
- ◆ 募集場所 河原屋768番地
- ◆ 募集区分 7聖地(7区画)
- 1号地38 (最上段平地部分の一部)
面 積 0.81㎡
永代使用料 78,000円
年間管理料 4300円
(3年継続になり、3年分1,2900円)
- 1号地31 (最上段平地部分の一部)
面 積 3.61㎡
永代使用料 350,000円
年間管理料 2,1600円
(3年継続になり、3年分6,4800円)
- 1号地50 (最上段平地部分の一部)
面 積 0.64㎡
永代使用料 62,000円
年間管理料 3200円
(3年継続になり、3年分9600円)
- 1号地21 (最上段平地部分の一部)
面 積 3.61㎡
永代使用料 350,000円
年間管理料 2,1600円
(3年継続になり、3年分6,4800円)
- 1号地22 (最上段平地部分の一部)
面 積 3.61㎡
永代使用料 350,000円
年間管理料 2,1600円
(3年継続になり、3年分6,4800円)
- 2号地K-11 (中段平地部分の一部)

- 面 積 1.90㎡
- 永代使用料 192,000円
- 年間管理料 1,0800円
- (3年継続になり、3年分3,2400円)
- 3号地N-3 (下段平地部分の一部)
- 面 積 3.61㎡
- 永代使用料 424,000円
- 年間管理料 2,1600円
- (3年継続になり、3年分6,4800円)

◆ 申込条件

- ・町内に1年以上住所を有する方
- ・申請が複数となった場合は抽選となります。

・使用場所の区画及び墳墓の造営等の基準は、吉野町営霊園条例施行規則に基づきます。

申 園 役場飯員庁舎

暮らし環境整備課 環境対策室
Tel(32)9024

公営住宅入居者募集

- ◆ 上市駅東口町営住宅 (2戸)
- ・ 募集期間 9月10日(月)~21日(金)
- 申 園 受付場所

役場 産業観光振興課 住宅係
Tel(32)3081

吉野町観光ボランティアガイド

募集中です!

☎ 吉野町観光ボランティアガイドの会
事務局
Tel(32)2522

吉野町職員採用試験

平成31年4月1日採用予定

◆採用予定人員及び受験資格

【一般行政職】

・募集人員 1名程度

・受験資格

平成5年4月2日以降に生まれた方で高等学校以上(大学、短期大学を含む。)を卒業された方、または平成31年3月31日までに卒業見込みの方。《長期勤務によるキャリア形成のため若年者を対象としています。》

【保健師】

・募集人員 1名程度

・受験資格

昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保健師資格を有する方、または平成31年3月31日までに取得見込みの方。

◆採用試験日程等(全職種共通)

・第1次試験日

時 10月14日(日) 9時開始

所 吉野町中央公民館 他

試験内容

① 一般教養試験 ② 作文試験

③ 適性検査 ④ 集団面接試験

・第2次試験日(第1次試験合格者に実施)

日時 11月上旬予定

申 受験申込等の詳細については、吉野町役場総務課までお問合せください。

※町のHPでも「試験案内」を掲載しています。

問 役場 総務課 職員採用試験係

NTT…Tel(32)3081

IP直通…Tel(39)9068

イベント

下水道施設見学会

↓下水道つてなあん↓

時 9月8日(土)・9日(日)

10時～16時(受付は15時まで)

◆第2浄化センター、宇陀川浄化センター・吉野川浄化センターは8日のみの開催

◆内容 見学会及びお子様向けイベント内容は各浄化センターによって異なります。参加無料。

◆受付 当日現地にて。団体受付は前日までに各浄化センターへ。

所

○浄化センター

大和郡山市額田部南町160

Tel0743(56)2830

○第二浄化センター 広陵町萱野460

Tel0745(56)3400

○宇陀川浄化センター

宇陀市榛原福地281

Tel0745(82)5725

○吉野川浄化センター

五條市二見5丁目1314

Tel0747(22)8631

お知らせ

国民年金保険料の免除期間・

納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の追納をお勧めします!

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除、若年者納付猶予、学生納付特例)の承諾を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなりま

す。そこで、これらの期間の保険料は、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める(追納)ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

○一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていない場合は追納はできません。

○「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が「法定免除・申請免除期間」より古い(先に経過した)月分である場合は、「若年者納付猶予・学生納付特例期間」が優先します。

○「法定免除・申請免除期間」が「若年者納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

○「若年者納付猶予・学生納付特例期間」の中では、先に経過した月から納めることとなります。

○「法定免除・申請免除期間」の中では、先に経過した月分から納めることとなります。

*追納のお申込み・ご相談はお近くの年金事務所へお願いします。

問 役場 町民課 年金担当

NTT…Tel(32)3081 内線125

IP直通…Tel(39)9063

有害鳥獣駆除対策

吉野町は、平成25年度に猟友会吉野支部とで構成する「吉野町鳥獣被害対策実施隊」を組織し、地域からの要望を受け有害鳥獣駆除を実施しています。

◆有害鳥獣捕獲頭数(平成30年7月)

イノシシ3頭 ニホンシカ3頭

平成30年度累計38頭

吉野町役場

産業観光振興課 有害鳥獣対策室

9月は「屋外広告物適正化月間」

奈良県は多くの歴史文化遺産と一体をなす歴史的風土と自然環境に恵まれた地です。

これらの貴重な自然・歴史景観と調和した屋外広告景観を創造するため、以下の取組を連携して進めていきたいと思います。

- ①景観を阻害している違反屋外広告物の追放
- ②屋外広告物条例の遵守及び屋外広告物制度の周知・啓発
- ③屋外広告物の提出に際する安全管理の徹底

なお、屋外広告物を掲出する場合には各市町村長の許可が必要です。また、屋外広告物を営む場合は奈良県知事の登録が必要です。屋外広告物設置の際は、必ず登録事業者に依頼しましょう。

また、近年、屋外広告物が原因となる事故が増えてきています。安全確保のためにも屋外広告物の定期的な点検をお願いします。

奈良県くらし創造部景観・環境局
景観・自然環境課 景観・屋外広告係
TEL 0742(27)8752

じぶんの町を良くするしくみ 赤い羽根共同募金にご協力を

10月1日(月)から全国的に共同募金運動が始まります。

共同募金は昭和22年の運動創設以来、「赤い羽根共同募金」の愛称で親しまれており、皆様ひとりひとりの温かい気持ちや、地域の社会福祉に活かすことができる募金です。

皆様の温かいご協力をお願いします。
吉野町共同募金委員会
吉野町民生児童委員協議会

放送大学で学んでみませんか

放送大学はテレビ・ラジオ・インターネットで授業を行う正規の大学です。働きながら大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で、幅広い年代や職業の人間が学んでいます。

大学や大学院の授業を負担の少ない費用で自分のペースで受けることができます。

○出願期間 9月1日～9月20日
問 放送大学奈良学習センター
TEL 0742(20)7870
放送大学ホームページ
<http://www.ouj.ac.jp>

納税相談窓口のご案内

月曜日～金曜日(祝日・年末年始除く)の8時30分～17時15分まで、町役場 税務収納課で町税に関する納税相談をお受けしています。

相談は電話でもお受けします(ご相談内容によっては来庁をお願いする場合があります)。

所 税務収納課(1階 3番窓口)

◆取扱税目

町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税

*相談にお越しの際は、印鑑・納税通知書をお持ちください。

納期限までに納めることができない場合には、そのまましておかないで早めにご相談ください。

※納税の相談をする場ですので、「今納められるお金がないから行っても意味がない」とは考えず、今後の納税計画を話し合えるよう現在の収入状況、支出状況、就職予定などを、なるべく詳しく準備し来庁してください。

※納期限を過ぎても納付されないまま放置されますと、町は法律に基づき財産調査及び財産差押手続きを行わなければなりません。

問 役場 税務収納課

NTT.....TEL(32)3081
(内線1333・134)
I P直通...TEL(39)9062

納期限にご注意

10月1日(月)

町県民税(第2期)

問 役場 税務収納課
NTT...TEL(32)3081
I P直通...TEL(39)9062

国民健康保険税(第3期)

問 役場 町民課 国保担当
NTT...TEL(32)3081 内線123
I P直通...TEL(39)9063

最寄りの金融機関【南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行(郵便局)】及びコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いいたします。